

# 横浜市立桂小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月2日策定（令和4年3月31日改定）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【いじめを防止するための基本的な方向性】

- (1) いじめはどの集団にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるという認識に立つ。
- (2) 学校の教育活動全体を通して、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が個々の教職員によるものではなく組織として一貫した対応をする。
- (4) 担任のみならず、学年、ブロック、養護教諭、専科教員、さらにスクールカウンセラー等、多くの目で児童の様子を共有できるよう児童支援専任が中心となってコーディネートする。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### ① 委員会の構成員

いじめ防止等に組織的に対応するため、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。基本方針に基づく取り組みを実施し、組織が有効に機能しているかについて定期的に点検を行う。いじめ防止対策委員会の構成員は以下の通りとし、必要に応じてスクールカウンセラー等心理や福祉等の専門家の参加を求める。

＜構成員＞ 校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、学年主任、  
その他関係する教職員（担任、人権教育主任、特別支援コーディネーター等）

### ② 委員会の運営

- (1) 学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに学校いじめ防止対策委員会を招集し開催する。日ごろからいじめの問題等、児童指導上の課題に対応するための組織として位置付けている企画会議や児童指導部会、人権教育推進委員会等も積極的に活用する。
- (2) 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③ 委員会の活動内容

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ対策防止委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

#### ●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ●取組の検証

- ・学校いじめ防止方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめや自殺の防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ① いじめの未然防止

- ・児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等も活用し、児童が集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いじめを自分たちの問題として考え防止できるように、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・いじめを未然防止するため、児童一人ひとりの豊かな情操と自尊感情の育成、自他を大切にす気持ちるを培い、心の通う人間関係を構築できるよう、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
- ・保護者、地域との連携を深め、青少年の健全育成のために共通理解を図り、いじめの未然防止に努める。また、情報モラル教育を推進するとともに、子どもたちがSNS端末を所持・利用する際には保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化を求める。

#### ② いじめの早期発見

- ・いじめは、どの集団にも、どの児童にも起こりうるということを強く意識し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、些細な兆候であっても見逃さないように児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・いじめの早期発見のために、いじめを許さない・見過ごさない学校づくり、組織づくりを行うとともに、広く保護者や地域、スクールカウンセラー等とも連携しながら子どもたちを見守り指導にあたる。
- ・Y-P アセスメント（年2回）と本校形式の学校生活アンケート（年2回）の定期的な実施及び市いじめ解決一斉キャンペーンを実施することにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童支援専任が主体となりスクールカウンセラー等教育相談の充実を努めるなど、児童や保護者が相談しやすい体制を整える。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し早期発見、早期対応に努める。情報モラル教育の推進により児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

### ③ いじめに対する措置

教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せず、いじめの疑いがあった段階で速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談することとする。その後速やかに学校いじめ対策委員会を招集し、情報共有と対応方針の決定、記録を行う。被害児童を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導を行う。これらの対応について、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な連携をとりながら対応していく。当該児童の安全を保障するとともに、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導対応するべく相談体制・指導体制の充実を図る。

### ④ いじめの解消

以下に示すいじめ解消の要件を満たす状態になるまで、いじめに対する指導後も児童支援専任を中心に継続的にアセスメントと情報共有を行っていく。

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### ⑤ 教職員等への研修

- ・教職員が共通理解のもと、組織をあげて断固としていじめを防止できるよう、学校の状況に応じて教職員の人権研修、児童指導研修、児童理解研修等を行う。
- ・いじめ防止や自殺防止に向けた校外研修や外部機関との研修に参加することによって、教職員のいじめの防止や自殺防止に関する知識や能力の向上を図る。

### ⑥ 学校運営協議会等の活用

青少年の健全育成を目指し保護者代表や地域住民、有識者らが学校運営に参画する「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「地区懇談会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して解決する姿勢を推進する。

## ⑦ 取組の年間計画

- 4月 ○児童一人ひとりの実態や人間関係等についての丁寧な引継ぎ  
○いじめ防止対応についての研修（いじめの定義等について）  
○子どもの社会的スキル横浜プログラム等の活用による学年学級開き  
○学年・学級目標決定  
○人権教育目標決定（通年）  
○地域訪問の機会を通しての児童理解  
○児童会テーマ「『だれにとっても』居心地のよい桂小（仮）」  
（横浜子ども会議のテーマ）（代表委員会話し合い）  
○児童指導委員会、児童指導会議（毎月職員会議第2部）を通しての児童理解  
○学校説明会にて保護者に、ホームページや学校だより等を通じて地域に  
「学校いじめ防止基本方針」を説明
- 5月 ○運動会への取組（道徳や特別活動と連携させて）  
「がんばりを認め合おう 仲間と力を合わせて成功させよう（仮）」  
○ふれあい活動の実施（通年）  
・ふれあい給食 ・ふれあい中遊び ・ふれあい全校遠足等
- 6月 ○児童集会委員会による全校ふれあい集会・全校ふれあい遊び  
○教職員研修「第1回児童理解研修」  
○第1回 Y-P アセスメント実施・学級風土チェックと学年検討会
- 7月 ○第1回 学校生活アンケート（本校形式いじめアンケート）実施と児童支援  
○第1回 教育相談週間（保護者・児童）
- 8月 ○人権啓発研修<いじめ防止自殺防止・対応>
- 9月 ○福祉と文化のつどいへの参加（人権福祉に関する標語・ポスター・作文）
- 10月 ○全校ふれあい遠足
- 11月 ○教職員研修「第2回児童理解研修」  
○第2回 Y-P アセスメント実施・学級風土チェックと学年検討会
- 12月 ○人権週間、いじめ防止月間の取り組み  
・人権講話 ・人権作文の発表 ・学年ごとの人権授業取り組み  
○横浜市いじめ解決一斉キャンペーンの取り組み（アンケート・面談）  
○第2回 教育相談週間（保護者・児童）
- 1月 ○人権啓発研修<いじめ防止・対応>

2月 ○第2回 学校生活アンケート（本校形式いじめアンケート）実施と児童支援

3月 ○教職員研修「第3回児童理解研修」

#### 4 重大事態への対処

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」があると児童や保護者から申し立てがあったときには、教育委員会等と連携しながら、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### ①重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

##### ②重大事態の調査

迅速にいじめ防止対策委員会を招集し、事実関係を可能な限り客観的に速やかに把握するため、必要に応じて教育委員会の指導支援の下に調査を行い、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止を図る。

##### ③児童・保護者への報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

策定した横浜市立桂小学校いじめ防止基本方針は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。